

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例(その1)

(2) 整備基準の概要

1 建築物					
項 目	小項目	整 備 基 準 (概 要)			
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口		イ	幅は、内法 80cm 以上	
			ロ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	
			ハ	車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）	
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路		イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
			ロ	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ	
			ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。	
	2) 道等に至る 1 以上の通路（地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで斜路を設ける場合は除く）	二	(1)	幅員は、内法 120cm 以上	
			(2)	50m 以内ごとに車椅子転回スペースの確保	
			(3)	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	
			(4)	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置	
	3) 傾斜路	ホ	(1)	幅は、内法 120cm 以上、段併設の場合 90cm 以上	
			(2)	勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下	
			(3)	勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置	
			(4)	高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置	
			(5)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
			(6)	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫	
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	3	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
			2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ	
			イ	幅は、内法 120cm 以上	
			ロ	車椅子転回スペースの確保（末端及び 50m 以内ごと）	
			ハ	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置	
			二	地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保	
	2) 傾斜路	4		幅は、内法 120cm 以上、段を併設の場合は 90cm 以上	
				勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下	
				勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置	
				高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置	
				表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
				傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫	
	3) 各室の出入口	5		出入口の幅は、内法 80cm 以上	
				車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	
				車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）	
(4) 階段	階段		イ	手すりの設置	
			ロ	主たる階段の回り段の禁止	
			ハ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
			二	段は、識別しやすくつまずきにくいもの	
(5) 便所	1) 多数の者が利用する便所の設置位置	1		特定の階に偏ることなく設置	
				多数の者が利用する上で支障がない位置に設置	
	2) 多数の者が利用する便所の設置数	2		多数の者が利用する階の階数に相当する数以上（男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上）	
				ただし、次の階は多数の者が利用する階から除く	
			①	地上へ通ずる出入口のある階で、同一敷地内で当該出入口に近接する位置に多数の者が利用する便所を 1 以上設ける施設があるもの	
			②	多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階	
			③	多数の者の滞在時間が短い階	
			④	建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	
	3) 1) 腰掛式便器	3 ±		多数の者が利用する階に便所を設ける場合は 1 以上	
				腰掛式便器、手すりの設置	
	4) 2) 男子用小便器	4 -2		多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は 1 以上	
				床置き式小便器又は壁掛式小便器（受け口の高さ 35cm 以下）、手すりの設置	

	5) 3) オストメイト対応水洗器具	5 3	多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上 オストメイト対応水洗器具を設置した便所の設置
(6) 車椅子使用者用便房	1) 車椅子使用者用便房の設置数	1	多数の者が利用する便所を設ける階（以下、便所設置階）がある場合 当該階の多数の者が利用する便所のうち、便所設置階の床面積が10,000㎡以下の場合1以上、10,000㎡超40,000㎡以下の場合2以上、40,000㎡超の場合は当該床面積に2万分の1を乗じて得た数以上（端数切り上げ） ただし、次のいずれかに該当する場合は除く イ 地上へ通ずる出入口のある階でかつ、同一敷地内で当該出入口に近接する位置に車椅子使用者用便房を1以上設ける施設がある場合 ロ 車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 ハ 以下のいずれかに該当する場合 (1)男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階の場合、男子用の車椅子使用者用便房を1の本文に定める数以上 (2)女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階の場合、女子用の車椅子使用者用便房を1の本文に定める数以上"
			二 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物の場合 床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（端数切り捨て）に1の本文に定める床面積1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき数を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設ける場合
	2) 車椅子使用者用便房の構造	2	1に定める車椅子使用者用便房を設ける場合多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上
			イ 車椅子で円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置
			ロ 出入口の幅は、内法80cm以上
			ハ 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし
			二 表面は、濡れても滑りにくい仕上げ
			ホ 車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器
			ヘ 操作が容易な水栓器具
			ト 車椅子で円滑に利用できる鏡の設置
			チ 車椅子使用者用である旨の表示
(7) 駐車施設 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 車椅子使用者用駐車施設 （機械式駐車場のみの場合は除く）	1	多数の者が利用する駐車場を設ける場合 イ 駐車施設の総数が200以下の場合、当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（端数切り上げ）以上 ロ 駐車施設の総数が200超の場合、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（端数切り上げ）に2を加えた数以上 ただし、2のイ又はロに該当する場合は除く
			イ 駐車場が全て機械式駐車場の場合 その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が1以上
			ロ 機械式駐車場及びそれ以外の駐車場を併設する場合 ①機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が1以上 ②機械式駐車場の駐車施設の総数とその他の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の総数の合計数が、1に定める数以上
	2) 1) 車椅子使用者用駐車施設の構造	3	1に定める車椅子使用者用駐車施設を設ける場合多数の者が利用する駐車場で、100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数 イ 「(1) 出入口」に近い位置 ロ 幅は、350cm以上 ハ 車椅子使用者用である旨の表示 二 床面は、水平面を確保
			「(2) 敷地内の通路」と同じ
	3) 2) 通路		
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1) 出入口から道路（自動車庫内、高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く）	1	イ 誘導用床材又は音声誘導装置の設置等（常勤者による案内が可能な場合を除く） ロ 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20以下、又は高さ16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く） ハ 車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設 二 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く）
	2) 出入口から受付等（自動車庫内、案内所から出入口を視認できる場合は除く）	2	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等（常勤者による案内が可能な場合を除く） 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く） 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く）
	3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く）

	4) 施設内のその他の階段等の上端及び下端	4		段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く）
(9) エレベーター	エレベーター	1		直接地上への出入口がない多数の者が利用する階を有する施設に1以上
		2	イ	籠の幅は、内法 140cm 以上
			ロ	籠の奥行きは、内法を 135cm 以上
			ハ	籠内の平面形状は、車椅子の転回に支障のないもの
			ニ	戸の開閉を確認することができる鏡の設置
			ホ	手すりの設置
			ヘ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置
			ト	籠内に到着する階、戸の開鎖を知らせる音声装置の設置
			チ	出入口の幅は、内法 80cm 以上
			リ	籠内及び乗降口ビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置
			ヌ	籠内及び乗降口ビーに視覚障害者に配慮した点字等による表示
			ル	乗降口ビーは高低差がなく、幅、奥行きは、内法 150cm 以上
			ヲ	乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向の表示装置の設置
			ワ	乗降口ビーに到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置（籠に設けられている場合を除く）
(10) 特殊構造昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター	1		車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が 15m/分以下、かつ、その床面積が 2.25 m ² 以下のものは、昇降行程が 4m 以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
			イ	平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するもの
			ロ	籠の幅は 70 cm 以上、奥行きは 120 cm 以上
			ハ	車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きを十分に確保
		2		車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時に、踏段の定格速度を 30m/分以下、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設置したもの 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するもの
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台			受付にカウンター等を設ける場合は 1 以上
(12) 公衆電話所	1) 公衆電話所	1		車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮
				公衆電話所を設ける場合は 1 以上
	2) 出入口	2		車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮
				幅は、内法 80cm 以上
(13) 券売機	券売機			券売機を設ける場合は 1 以上
			イ	車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン
			ロ	投入口、操作ボタンは点字の表示を併用
(14) 改札口等	改札口、レジ通路			改札口等を設ける場合は 1 以上
			イ	幅は、内法 80cm 以上
			ロ	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸
			ハ	段差の解消
			ニ	床面は、水平面の確保
(15) 案内設備	1) 案内板（案内所の設置、又はエレベーターその他の昇降機、便所等が視認できる場合は除く）	1		エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設を表示した館内案内板を 1 以上（2,000 m ² 以上：必置、2,000 m ² 未満：設ける場合は 1 以上）
			イ	案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示
			ロ	車椅子使用者用便房がある場合に位置を表示
	2) 視覚障害者誘導設備（案内所を設置する場合は除く）	2		点字、文字の浮き彫り、音による案内等による表示を併用（2,000 m ² 以上：必置、2,000 m ² 未満：設ける場合は 1 以上）
(16) 観客席	1) 車椅子使用者用観客席、観覧席	1		固定した客席を設ける場合
				集会施設及び興行施設以外の場合
				客席数が 100 席以下の場合 1 席以上、100 席を超え 400 席以下の場合 2 席以上、400 席を超える場合 は 200 席ごとに 1 席加算した数（但し 10 席を超える場合 は 10 席以上とする）以上
				集会施設及び興行施設の場合
				客席数が 400 席以下の場合 2 席以上、400 席を超える場合 200 席ごとに 1 席加算した数以上
			イ	幅は内法 90 8 5cm 以上、奥行きの内法 135 1 20cm 以上
			ロ	床面は、水平面の確保
			ハ	表面は、滑りにくい仕上げ 前面及び側面に、落下防止の措置

	2) 出入口から客席への通路	2		幅は内法 120cm 以上
		3		高低差がある場合、特殊構造昇降機等又は傾斜路の設置
				勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下
				勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置
				高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置
				表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
(17) 洗面所	洗面所			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫
				多数の者が利用する洗面所を設ける場合は 1 以上（車椅子使用者用便所が設けられている場合は、□及び二は除く）
		イ		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
		□		車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器
		ハ		操作が容易な水栓器具
(18) 浴室	浴室、脱衣室 (客室内は除く)	二		車椅子で円滑に利用できる鏡の設置
				多数の者が利用する浴室を設ける場合は 1 以上
		イ		出入口の幅は、内法 80cm 以上
		□		出入口の段差の解消
		ハ		車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし
		二		手すりの設置（常勤者により介護する場合は除く）
(19) 更衣室等	更衣室、シャワー室 (客室内は除く)	ホ		表面は、濡れても滑りにくい仕上げ
		ヘ		操作が容易な水栓器具
				多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は 1 以上
		イ		出入口の幅は、内法 80cm 以上
		□		出入口の段差の解消
		ハ		車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし
(20) 授乳場所	授乳場所	二		表面は、濡れても滑りにくい仕上げ
		ホ		手すりの設置
(21) おむつ交換台	おむつ交換台	ヘ		操作が容易な水栓器具
				第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 5,000 m ² 以上のものに 1 以上
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子			授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置
				第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上
(23) 客室	車椅子使用者用客室			おむつ交換台を設置
				第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上
				便房内に乳幼児用の椅子を設置
		イ		客室数が 50 室以上の宿泊施設で、総客室数に 50 分の 1 を乗じた整数以上の数を設置
				出入口の幅は、内法 80cm 以上
				車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし
				出入口の段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例(その1)

◎印：整備基準の対象及び届出等の対象となる整備項目を示す。

○印：整備基準の対象となる整備項目を示す。

(建築物：その2)

項 目	別表第1の項に該当→		(1)					(2)					(3)										(4)		(5)		(6)			(7)	
	小項目	生活関連施設	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	4'	1	2	1	2	公共交通機関の駅舎等			複数構成施設の共用部分
			第一種医療施設	第一種保健福祉施設	第一種官公庁施設	文化教養施設	公益施設	第二種医療施設	第二種保健福祉施設	第二種官公庁施設	教育施設	集会施設	興行施設	遊技施設	スポーツ施設	物品販売店舗 (コンビニエンスストアを除く)	飲食店舗	サービス業店舗	宿泊施設	展示施設	観光施設	自動車車庫	コンビニエンスストア	事務所	工場等	共同住宅※①	寄宿舍※①				2以上の用途で構成される施設の共用部分
			すべて					100㎡以上					100㎡以上										3,000㎡以上		2,000㎡以上		すべて			建築物全体の用途面積3,000㎡以上	
別表第2の項に該当 ↓	用途面積等	すべて					用途面積 (㎡)					用途面積 (㎡)					用途面積 (㎡)					すべて		すべて		すべて		乗降客数区分(人)			用途面積 (㎡)
			300㎡未満	300㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上		300㎡未満	300㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上		300㎡未満	300㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上						すべて	すべて	すべて	すべて	2,000人未満	2,000人以上 5,000人未満	5,000人以上	3,000㎡以上		
(15)案内設備	1)案内板 2)視覚障害者案内設備		○				○	○	○	○	○		○					○				○	○		○		○		○		
(16)観客席	1)車椅子使用者用観客席、観覧席 2)出入口までの通路		○				○	○	○	○	○		○					○				○	○		○		○		○		
(17)洗面所	洗面所		○				○	○	○	○	○		○					○				○	○		○		○		○		
(18)浴室	浴室、脱衣室		○				○	○	○	○	○		○					○				○	○		○		○		○		
(19)更衣室等	更衣室、シャワー室		○				○	○	○	○	○		○					○				○	○		○		○		○		
別表第1の項に該当→		(1)					(2)					(3)										(4)		(5)		(6)			(7)		
項 目	小項目	生活関連施設	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	1	2	公共交通機関の駅舎等			複数構成施設の共用部分	
(20)授乳場所	授乳場所 (用途面積 5,000㎡以上)			○	○											○												○			
(21)おむつ交換台	おむつ交換台 (用途面積 2,000㎡以上)			○	○							○	○			○												○			
(22)乳幼児椅子	乳幼児椅子 (用途面積 2,000㎡以上)			○	○							○	○			○												○			
(23)客 室	車椅子使用者用客室 (客室 50室以上)																		○												

(注) ア. ※①共用部分のみを対象とする。

イ. ※②保育所、教育施設、共同住宅は除く。

ウ. ※③保育所、幼稚園、共同住宅は除く。

エ. ※④第一種又は第二種保健福祉施設で特定の者が利用するもの及び教育施設、共同住宅、寄宿舍は、「1) 出入口から道路」のみを適用する。

オ. ※⑤教育施設は除く。

カ. ※⑥2,000㎡未満の場合は、整備基準の対象となるが、届出の対象から除く。

キ. (1) 出入口の適用については、すべての出入口ではなく、1以上の出入口を整備基準に適合するものとする。

ク. (5) 便所、(6) 車椅子使用者用便所については多数の者が利用する階を有する場合、(5) 便所、(6) 車椅子使用者用便所、(7) 駐車施設については多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。

ケ. (11) 受付カウンター及び記載台から(19) 更衣室等までの整備項目については、多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。

コ. (16) 観客席については、固定席を設置する場合に適用する

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例(その1)

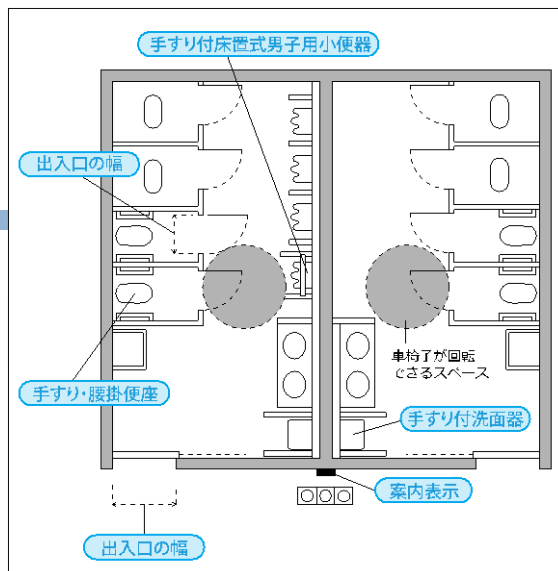
1 建築物

(5) 便 所①

設計のポイント

車椅子使用者用便所の設置の他に一般用便所においても、1 以上の便所を車椅子使用者以外の高齢者、障害者等が円滑に利用できるようなする必要があります。

- 便所に至る経路は、高齢者や杖使用者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げるなどなどの配慮が必要です。
- 乳幼児連れの利用を考慮し、乳幼児椅子などを備えた便所が必要です。(男女の区別がある場合、それぞれに必要です。)
- 視覚障害者への配慮から、案内板や便所入口の壁面に便所の位置や便所内の配置及び男女の別を表示することが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。）】

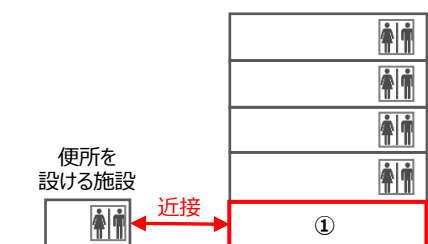
■ 整備基準

■ 基準の解説

- 1 多数の者が利用する便所は、特定の階に偏ることなく設ける等多数の者が当該便所を利用する上で支障がない位置に設けること。

- 2 多数の者が利用する便所は、これらの者が利用する階（直接地上へ通ずる出入口のある階であって多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する^①位置にあるもの又は多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階^②、多数の者の滞在時間が短い階^③その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階^④を除く。）の階数に相当する数以上（男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上）設けること。

- ① 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとします。



- ② 通過動線のみが存する階など。
③ ATM・駐車場のみが存する階など。



- ④ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階又はホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階など。

3 4 多数の者が利用する便所を設ける階（（6）[車椅子使用者用便房]

の項2に定める構造の便所^{5 4}がある階を除く。4において同じ。）においては、腰掛便座^{6 4}、手すり^{7 4}等が適切に配置されている便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

- ⑤ 4 車椅子使用者用便房です。
- ⑥ 4 腰掛便座は、和式便器に比べ無理なく着座や立ち上がりができます。
- ⑦ 4 手すりは、着座時に体を支えるとともに立ち上がる時に「握る」「肘を掛ける」等の動作の補助として有効です。[P.171〔2）手すり〕参照]

4 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階においては、手すり^{8 4}が配置されている床置き式の小便器^{9 4}、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所を1以上設けること。

- ⑧ 4 男子用小便器の手すりは、歩行困難者が前や横に体を預けるために利用されます。
- ⑨ 4 床置き式の小便器は、尿だれの汚れ防止や装着尿器の使用者、子供の使用等、様々な人の使い勝手を考慮したものです。
- ※装着尿器：脊髄損傷などによって排尿障害を起こした場合の補助具。採尿器と畜尿器でできており、畜尿器は腰や足に固定し、ひざ下の高さで排出するものが多い。

5 3 多数の者が利用する便所のうち1以上にはを設ける場合において、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具^{10 4}を設けた便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

- ⑩ 4 オストメイト対応の水洗器具です。

さらに望ましい基準

■バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

便 所

- 1 多数の者が利用する便所内便所を設ける階（車椅子使用者便房が近接するものを除く。）においては、車椅子使用者便房腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階には、床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器がある便所を1以上設けること。
- 3 多数の者が利用する便所を設ける階においては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例(その1)

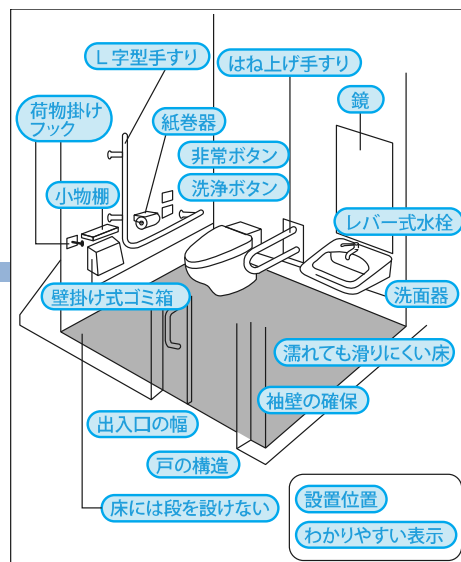
1 建築物

(6) 車椅子使用者用 便房①

設計のポイント

高齢者、障害者等が外出時に特に困ることは、利用できる便所が少ないことです。したがって、車椅子使用者が利用できるスペースを確保した便房をわかりやすく、利用しやすい位置に設置することが必要です。

- 玄関ホール等のわかりやすい位置に車椅子使用者が利用可能な便房の位置を示す情報提供を行うとともに、一般の人も利用できるよう、一般便所と一体もしくは近くに設けることが望まれます。
- 便房に至る経路は、高齢者、障害者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げにすることなどの配慮が必要です。
- 必要に応じて、乳幼児椅子などを備えた便房が必要です。(男子用及び女子用の区別がある場合、それぞれに必要です。)
- 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を設けることが望まれます。
- 劇場・競技場等の客席・観客席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車椅子使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車椅子使用者用便房を設けることが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設のうち幼稚園及び共同住宅を除く。）】

■ 整備基準

■ 基準の解説

- 1 多数の者が利用する便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合にあっては2以上、当該便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合にあっては当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数）以上。ただし、当該階に設ける(5)の項に定める便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該(5)の項に定める便所の数とする。）

に車椅子使用者用便房を1以上^①(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。)設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に定めるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ロ 1の本文の規定により設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

① 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意。

車椅子使用者用便房の設置イメージ		
	5	3
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5以上	3以上
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上

便所のない階がある場合。

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める場合

- (1) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階
当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、1の本文に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- (2) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階
当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、1の本文に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

二 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物^②に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数）（1,000㎡未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に1の本文に定める床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イに定める施設がイに定める位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

②同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合、車椅子使用者用便房の必要設置数の算定にあたっては、これらをまとめて一の建築物として取り扱う。

同一敷地内に床面積が1,000㎡に満たない小規模階を有する建築物が複数棟立地する場合は、全ての建築物の小規模階の床面積の合計をもとに小規模階における車椅子使用者用便房の必要設置数を算出する。

車椅子使用者用便房の設置イメージ	400～599.8㎡/階
	延べ床面積
	2,000～2,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上

2 車椅子使用者用便房を設ける便所（以下この表において「車椅子使用者用便所」という。）は、次に定める構造とすること。~~多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所（以下この表において「車椅子使用者用便所」という。）を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。~~

- イ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう**十分な床面積^③**が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車椅子使用者用便房が設けられていること。
- ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、**内法を80cm以上^④**とすること。
- ハ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造^⑤**とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ^⑥**とすること。

③必要な便器、手すり、機器等を配置し、原則として便房内で車椅子が回転できるスペース（直径150cmの円）を確保できる広さです。

④内法80cm以上とは、車椅子が通過できる寸法です。（車椅子使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望まれます。）

⑤引き戸及び自動引き戸が最適ですが、構造上やむを得ない場合は、便房内の動作を考慮して外開き戸とします。車椅子使用者が通過しにくい重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は設置しないようにします。

⑥濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦な仕上げとします。[P.169〔(1)床（路面）仕上げの目安〕参照]

ホ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。

⑦➡車椅子使用者が身づくろいを確認できるように設置します。

ヘ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。

⑧➡車椅子での使用の他、誰でも使いやすいものである旨を表示します。[P.69、73〔(6) 車椅子使用者用便房〕参照]

ト 車椅子使用者が円滑に利用できるよう**位置及び高さに配慮した鏡**⑦➡が設けられていること。

チ **車椅子使用者用である旨**⑧➡を見やすい方法で表示すること。

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

便 所

多数の者が利用する便所内便所を設ける階（専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車椅子使用者駐車施設が設けられている階に限る。）には、次に定める基準に適合する便所を設けること。

- イ 当該階に設けられる車椅子使用者用便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあつては、その総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階に設けられる便房の総数が200を越える場合にあつては、その総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。
- イロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。
- ロハ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこと。
- 三 車椅子使用者用便房のない便所は、車椅子使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、車椅子使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りでない。

整備例

● 条例による整備基準

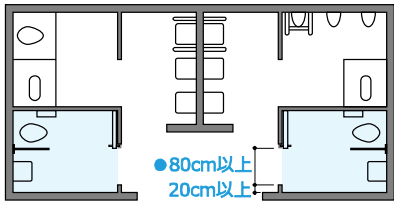
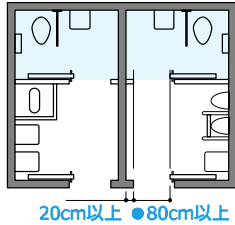
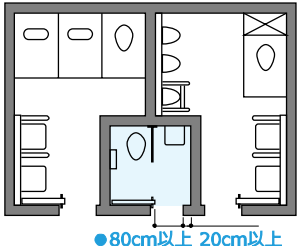
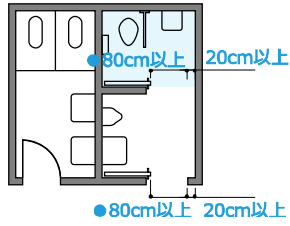
◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

車椅子使用者用便房のレイアウトプラン例

	①男女別（手前）	②男女別（奥）
整備例		
特色	▲ 2カ所以上設ける場合は片側型で、左右対称のプランを設けることが望まれます。 ▲ 介助者が異性の場合を考慮して、出入口はできるだけ廊下に近い位置に設けます。 ▲ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを設けます。	⚠ 便所の奥にあると、異性が介助しにくくなります。 ▲ 入口に車椅子便房の配置プランを表示するとわかりやすくなります。
	③男女兼用	④男子便所のみ
整備例		
特色	▲ 1カ所しか設けない場合でも片側型が望まれます。 ▲ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転換できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを設けます。	⚠ 男子便所の奥のみにあるために、女性利用者や女性介助者が利用しにくくなります。（女子便所にのみ設ける場合も同じ） ⚠ 男子又は女子便所の一方のみと車椅子使用者用便房を兼ねることは望ましくありません。

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

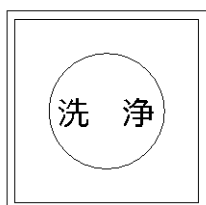
P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例(その1)

1 建築物

(6) 車椅子使用者用便房③

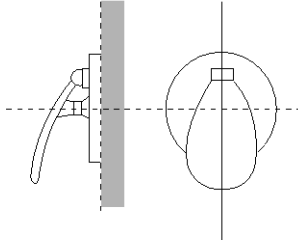
洗浄ボタンの例

タッチ式

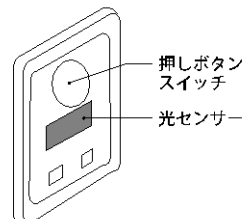


- ⚠️ 軽く押すと洗浄できる形式（タッチした感覚がわかるもの）が望まれます。
- ⚠️ わかりやすい大きさ、色とします。

くつべら式



光感知式



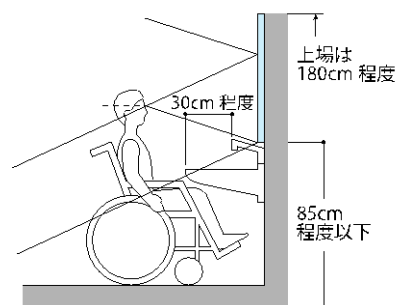
- ⚠️ ボタンの凸がわかりにくい形式のものは視覚障害者の利用に不便な場合があります。
- ⚠️ 光感知式は、不随意運動をする脳性麻痺の人には利用しにくいことがあります。

便房内の身づくろい用鏡の高さの例

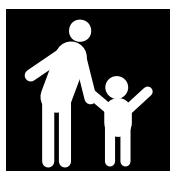
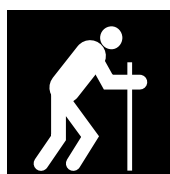
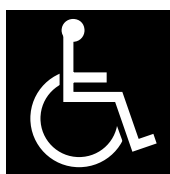
垂直鏡

鏡下端を 85cm 程度以下にできる場合には垂直鏡が望まれます。(80cm 程度になれば可視範囲が広くなり、より使いやすくなります)

- ⚠️ 立体での利用を考慮すると垂直鏡の方が望まれます。
- ⚠️ 取り付け場所、高さにより形式を選択する必要があります。
- ⚠️ 吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から 30～35 cm 程度）とします。
- ⚠️ 洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置することが望まれます。



便所表示例



どなたでもご自由にお使いください

- ⚠️ 便所に至る経路を表示し、また便所の出入口にはシンボルマークを設置して誘導します。
- ⚠️ 高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人など障害者以外の人も利用できる旨を表示することが望まれます。

その他の設備

便座に座ったまま使える手洗器

- ⚠️ 便座に座ったまま使える手洗器は、排泄障害を伴う障害者が摘便（指で便をかき出す行為）の後に、汚れた手を洗うために特に有効です。

おしり洗浄機

- ⚠️ 便器に正面からまたがる人がいるため、設ける場合は操作盤を壁面に取り付ける機種にすることが望まれます。

背もたれ

- ⚠️ 座位バランスが保ちにくい人が利用する場合に介助者が後ろで支える負担を軽減するため、設置することが望まれます。

汚物入れ

- ⚠️ 汚物入れは、一般のものより大きなものとし、車椅子に乗ったままでも利用できる位置に設けます。

棚・フック

- ⚠️ 便房内の壁には、車椅子使用者の利用に支障とならない位置に手荷物などを置く棚やフックを設けることが望まれます。

維持管理上の留意事項

- ⚠️ 車椅子使用者用便房の中のゴミ箱が、車椅子使用者の使用の際のドアの開閉や中での回転、可動手すりの開閉等に支障となることが多いため、ゴミ箱を置く位置に注意する必要があります。

- ⚠️ 便座のひび割れや可動式手すり、呼び出しボタン、鍵等の作動について、日常の清掃時に点検をしておく必要があります。

公衆便所の場合

- ⚠️ 常時、人がいないことから管理上の問題が起こりやすく、夜間に鍵をかけることが多くあります。しかし、利用者にとって、夜間に利用できなくなることは好ましくないため、照明を明るいものにしたたり、いたずら防止の表示をするなどの対策を講じることが望まれます。

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例(その1)

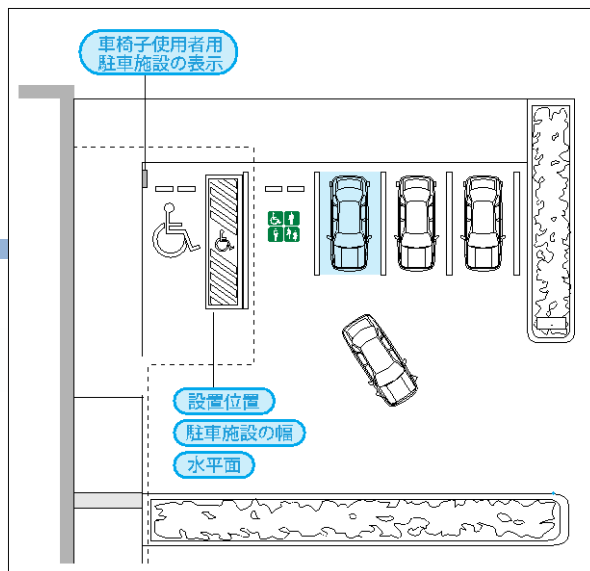
1 建築物

(7) 駐車施設

設計のポイント

自動車は高齢者、障害者等にとって重要な移動手段であることから、車椅子利用者用駐車施設の確保が必要です。

- 車椅子利用者用駐車施設は、建築物の出入口に近い場所に設けるとともに、車椅子利用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、車椅子利用者用であることの表示が必要です。
- 雨天や降雪時の車椅子等の乗降を考慮して、駐車施設の上部には、庇等を設けることが望めます。



整備基準

【適用施設／建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）】

■ 整備基準

- 1 多数の者が利用する駐車場には**駐車施設を設ける場合においては**、車椅子利用者用駐車施設を次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ**イ又はロに定める数^①以上次に定める基準に適合する車椅子利用者用駐車施設を1以上（全駐車台数が100を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数100までごとに1を加えた数以上）**設けること。ただし、**車椅子利用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2に定める場合機械式駐車場のみを設ける場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合^{②④}**は、この限りでない。
 - イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下イ及びロにおいて同じ。）が200以下の場合
当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数）
 - ロ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合
当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数）に2を加えた数

■ 基準の解説

- ① 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子利用者用駐車施設の数算定する。
- ②④ 施設の立地や使用形態により、玄関前までの自動車による送迎が主たる来訪手段の場合など、高齢者・障害者の歩行が想定されない場合は、基準の適用を除外します。また、車の乗降場所から出入口までの区間は整備が必要です。

- 2 車椅子利用者が駐車場を利用する上で支障がないものは、次のイ又はロに定める場合とする。
 - イ 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子利用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合

- 多数の者が利用する機械式駐車場及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に定める基準に適合する場合

- (1) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
- (2) 当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、1の本文に定める数以上であること。

- 3 車椅子使用者用駐車施設は次に定める構造とすること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2口(1)に定める場合又は**高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合^②**はこの限りでない。

- イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 幅は、**350cm以上^③**とすること。
- ハ 車椅子使用者用である旨を**見やすい方法により表示^④**とすること。
- ニ 床面は、**水平^⑤**とすること。

- ③➡車体幅 210cm に、車椅子が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（140cm）を加えた幅です。
- ④➡乗降用スペースと駐車区画の標示又は看板があれば、標識はなくても構いません。
- ⑤➡床面に傾斜がある場合、車椅子の乗り移りの際に滑って転倒する場合があります。

さらに望ましい基準

■バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

駐車場

- 1) 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数に2/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上**駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数**とすること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。

イ 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)「出入口」(P.45 参照)に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路 3) に定める構造の駐車場内の通路又は(2)「敷地内の通路」1) から 3) (P.50 参照)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

□ 幅は、350 cm以上とすること。

ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- 3) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、(2)「敷地内の通路」1) から 3) までに定める構造とすること。

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例(その1)

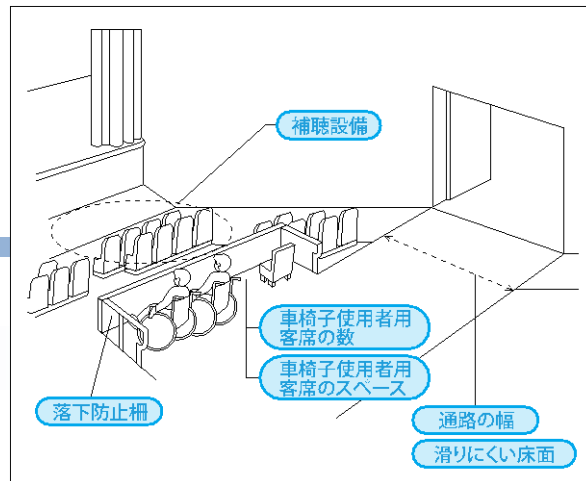
1 建築物

(16) 観客席

設計のポイント

劇場や観覧場、集会場等は、出入口から容易に到達できる場所に、車椅子使用者が利用できる客席のスペースが必要です。

- 車椅子使用者が出入口から席まで容易に到達できるよう通路を確保し、席では、安定して観覧できるスペースを設けます。
- 聴覚障害者に配慮した補聴設備等の設置が望まれます。
- 車椅子使用者が、舞台上へ支障なくアプローチできることが望まれます。
- 通用口や劇場内の通路等から楽屋・控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したものとします。
- 楽屋・控室（便所、更衣室・シャワー室を含む。）は、高齢者、障害者等（車椅子使用者を含む。）の円滑な移動等に配慮したものとします。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

■ 基準の解説

- 1 **固定式の客席^①**を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用できる客席区画（以下この表において「車椅子使用者用区画」という。）を1以上（客席数が100席を超え400席以下の場合にあっては2以上、400を超える場合にあっては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数（当該数が10を超える場合は、10とする。）以上）設けること。ただし、集会施設及び興行施設の客席にあっては、車椅子使用者用区画を2以上（客席数が400席を超える場合にあっては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数以上）設けること。

イ 客席区画の幅及び奥行きは、それぞれ内法を9085cm以上及び135120cm以上とすること。

ロ 床面は、水平とし、かつ、滑りにくい仕上げ^{②④}とすること。

ハ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。

①画面と連動して動く席などは客席に含まれません。

②④ [P.169 [(1) 床（路面）仕上げの目安] 参照]

- 2 出入口から車椅子使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法を120cm以上^{③④}とすること。

③④ 人が横向きになれば車椅子とすれ違う寸法です。

- 3 2に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機^{④⑤}その他これに準じた構造の昇降機を設けること。

④⑤ [P.91 [(10) 特殊構造昇降機] 参照]

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

劇場等の客席

劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分（車椅子使用者用部分であって、車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であることその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。次項において同じ。）を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が 100 以下の場合 2
 - 二 当該客席に設ける座席の数が 100 を超え、200 以下の場合 当該座席の数に $2/100$ を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - 三 当該客席に設ける座席の数が 200 を超え、2,000 以下の場合 当該座席の数に $1/100$ を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数
 - 四 当該客席に設ける座席の数が 2,000 を超える場合 当該座席の数に $75/10,000$ を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 7 を加えた数
- 2 前項の誘導基準適合車椅子使用者用部分は、劇場等の客席に設ける座席の数が 200 を超える場合には、2 箇所以上に分散して設けなければならない。

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例(その1)

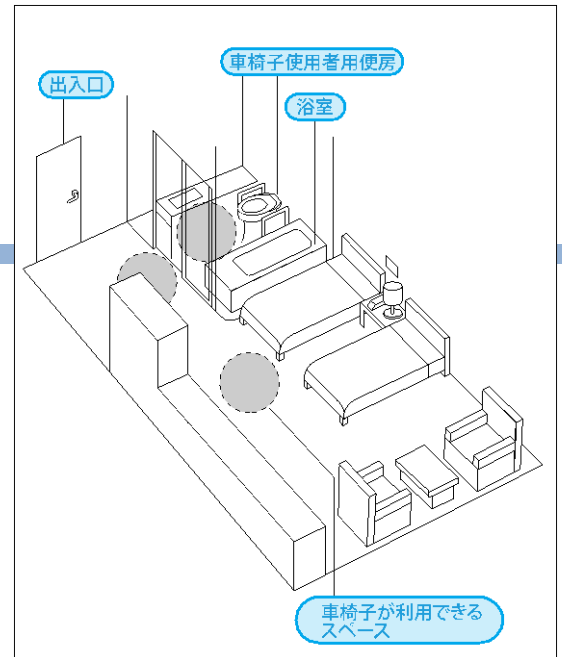
1 建築物

(23) 客 室

設計のポイント

宿泊施設においては、車椅子使用者の利用に配慮した客室の整備が必要です。

- 室内は、車椅子使用者の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないなどの配慮が必要です。
- 車椅子使用者に配慮した便所及び浴室の整備が必要です。
- 客室の総数が 50 未満の場合であっても、車椅子使用者用客室を 1 以上設けることが望まれます。
- 車椅子使用者用客室の位置は、車椅子使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望まれます。
- 一般の客室も同様に高齢者等に配慮した整備が望まれます。



整備基準

【適用施設／宿泊施設で 50 室以上の客室を有するもの】

■ 整備基準

次に定める構造の客室を客室数に 1/50 を乗じて得た数（1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数）以上設けること。

- イ 出入口は、(1) [出入口] の項に定める構造^①とすること。
- ロ 室内には、(6) の項 2 イからニまでに定める構造の車椅子使用者用便房^②を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便所が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。
- ハ 室内には、(18) の項に定める構造の浴室^③を設けること。ただし、当該客室が設けられている建築物に (18) の項に定める構造の浴室が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。
- ニ 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。

■ 基準の解説

① [P.45 [(1) 出入口] 参照]

② [P.67 [(6) 車椅子使用者用便房] 参照]

③ [P.109 [(18) 浴室] 参照]

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例(その1)

	いては、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けること。 (4) 高低差が 16cm 以下で、かつ、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分又は高低差が 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとする。	
(3) 廊下等及び各室の出入口	1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。 3 (1)の項に定める構造の出入口から多数の者が利用する各室の 5 に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ 1 以上の廊下等(廊下その他これに類するものをいう。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。この場合において、(9)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該 1 以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 イ 幅は、内法を 120cm 以上とすること。 ロ 廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間 50m 以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けること。 ハ 高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。 ニ (1)の項に定める構造の出入口並びに(9)の項に定める構造のエレベーター及び(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、(2)の項木に定める構造とすること。 5 多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ 1 以上の出入口は、(1)の項に定める構造とすること。	建築物
(4) 階 段	多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(その踊場を含む。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。 イ 手すりを設けること。 ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ニ 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	建築物
(5) 便 所	1 多数の者が利用する便所は、特定の階に偏ることなく設ける等多数の者が当該便所を利用する上で支障がない位置に設けること。 2 多数の者が利用する便所は、これらの者が利用する階（直接地上へ通ずる出入口のある階であって多数の者が利用する便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は多数	建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。）

	の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。)の階数に相当する数以上(男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上)設けること。 3-1 多数の者が利用する便所を設ける階((6)の項2に定める構造の便所がある階を除く。4-2において同じ。)においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上(男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 4-2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階においては、手すりが配置されている床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器のある便所を1以上設けること。 5-3 多数の者が利用する便所のうち1以上にはを設ける場合においては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がある便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	
(6) 車椅子使用者用便房	1 多数の者が利用する便所を設ける階(以下「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合にあっては2以上、当該便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合にあっては当該床面積に相当する数に1/20,000を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数)以上。ただし、当該階に設ける(5)の項に定める便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該(5)の項に定める便所の数とする。)に、車椅子使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。)設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に定める場合は、この限りでない。 イ 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 ロ 1本文の規定により設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 ハ 次の(1)又は(2)に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める場合 (1) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、1本文に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 (2) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、1本文に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 二 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数) (1,000㎡未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。))の階数に相当す	建築物(第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設のうち幼稚園及び共同住宅を除く。)

	る数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に1本文に定める床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イに定める施設がイに定める位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合 2 車椅子使用者用便房を設ける便所(以下この表において「車椅子使用者用便所」という。)は、次に定める構造とする多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所(以下この表において「車椅子使用者用便所」という。)を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車椅子使用者用便房が設けられていること。 ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。 ハ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ニ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 ホ 車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。 ヘ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。 ト 車椅子使用者が円滑に利用できるような位置及び高さに配慮した鏡が設けられていること。 チ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。	
(7) 駐車施設	1 多数の者が利用する駐車場には駐車施設を設ける場合においては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を次に定める基準に適合する車椅子使用者用駐車施設を1以上(全駐車台数が100を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数100までごとに1を加えた数以上)設けること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2に定める場合機械式駐車場のみを設ける場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。 イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下イ及びロにおいて同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に2/100を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数) ロ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数)に2を加えた数 2 車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものは、次のイ又はロに定める場合とする。	建築物(事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)

	イ 多数の者が利用する駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合 ロ 多数の者が利用する機械式駐車場及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に定める基準に適合する場合 (1) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。 (2) 当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、1本文に定める数以上であること。 3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2ロ(1)に定める場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。 イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 ロ 幅は、350cm以上とすること。 ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 ニ 床面は、水平とすること。	
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口から道等に至る敷地内の1以上の通路は、次に定める構造とすること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。 イ 視覚障害者を誘導するための床材(線状又は点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものに限る。以下この表において「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。 ロ 傾斜路の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものに限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。)を敷設すること。ただし、傾斜路の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分が勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高低差が16cm以下で、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は傾斜路がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。 ハ 車路に接する部分及び車路を横断する部分には、注意喚起用床材	1 にあっては建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）、2 から4 までにあつては建築物（第一種保健福祉施設、第二種保健福祉施設（婦人保護施設、高齢者共同作業場、心身障害者地域福祉作業所及び精神障害者共同作業所を除く。）、教育施設、事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）

	を敷設すること。 二 段の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。 2 直接地上へ通ずる出入口から施設内の人又は標識により視覚障害者に施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの1以上の廊下等及び階段は、1に定める構造に準じたものとする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は建築物の内にいる当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できるものである場合は、この限りでない。 3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設ける傾斜路は、1の口に定める構造に準じたものとする。 4 2に掲げる階段以外の階段は、1の二に定める構造に準じたものとする。	
(9) エレベーター	1 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設においては、籠が当該階(専ら駐車施設の用に供される階にあっては、当該駐車施設に車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。 2 1に定めるエレベーターは、次に定める構造とすること。 イ 籠の幅は、内法を140cm以上とすること。 ロ 籠の奥行きは、内法を135cm以上とすること。 ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。 ニ 籠内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。 ホ 籠内には、手すりを設けること。 ヘ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 ト 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。 チ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。 リ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 ヌ 籠内及び乗降ロビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものによる表示を併用した制御装置(リに掲げる制御装置を除く。)を設けること。 ル 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。 ヲ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 ワ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。	建築物(教育施設を除く。)
(10) 特殊構造昇降機	特殊構造昇降機(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第18条第2項第6号の国土交	建築物(第2種保健福祉施設のうち教

	通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機をいう。)を設置する場合においては、同号の車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。	育施設を除く。)
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ及び蹴込みに配慮した受付カウンター及び記載台を1以上設けること。	建築物
(12) 公衆電話所	1 公衆電話所を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込み等に配慮した公衆電話所を1以上設けること。 2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、(1)の項に定める構造とすること。	建築物
(13) 券売機	券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。 ロ 視覚障害者が円滑に利用できるように点字による表示を併用した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。	建築物
(14) 改札口及びレジ通路	改札口(公共交通機関の施設その他の施設の運賃、入場料金等を徴収するための出入口をいう。以下この表において同じ。)及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合においては、1以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。 イ 幅は、内法を80cm以上とすること。 ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ニ 床面は、水平とすること。	建築物
(15) 案内設備	1 用途面積が2000㎡以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に定める構造の館内案内板その他の案内設備を1以上設けること。ただし、案内所を設ける場合又は当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 イ 文字又は記号は、大きくかつ太くすること、地板との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。 ロ 車椅子使用者用便房がある場合は、その位置を表示すること。 2 用途面積が2000㎡以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものにより視覚障害者に示すための案内設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 3 用途面積が2000㎡未満の建築物又はその敷地に案内設備を設ける場合は、1及び2に定める構造に準じたものとする。	建築物
(16) 観客席	1 固定式の客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用できる客席区画(以下この表において「車椅子使用者用区画」という。)を1以上(客席数が100席を超え400席以下の場合にあっては2以上、400を超える場合にあっては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数(当該数が10を超える場合は、10とする。))以上)設けること。ただし、集会施設及び興行施設の客席にあっては、車椅子使用者用区画を2以上(客席数が400席を	建築物

	超える場合にあっては、2にその超える客席数 200 までごとに 1 を加えた数以上) 設けること。 イ 客席区画の幅及び奥行きは、それぞれ内法を 9085cm 以上及び 135120cm 以上とすること。 ロ 床面は、水平とし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。 ハ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。 2 出入口から車椅子使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法を 120cm 以上とすること。 3 2 に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。	
(17) 洗面所	多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を 1 以上設けること。ただし、ロ及び二については、車椅子使用者用便所が設置されている建築物に多数の者が利用する洗面所を設ける場合は、この限りでない。 イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ロ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。 ハ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。 二 車椅子使用者が円滑に利用できるよう位置及び高さに配慮した鏡が設けられていること。	建築物
(18) 浴室	多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。 イ 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、内法を 80cm 以上とすること。 ロ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ハ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 二 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すりを適切な位置に配置すること。ただし、常時勤務する者により介助を受けて当該浴室を利用することができる場合は、この限りでない。ホ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 ヘ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、レバー式その他操作が容易な方式のものを適当な位置に 1 以上設けること。	建築物
(19) 更衣室等	多数の者が利用する更衣室等(更衣室又はシャワー室をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室等を 1 以上設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。 イ 出入口の幅は、内法 80cm 以上とすること。 ロ 床には、車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。 ハ 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 二 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 ホ 手すりを適切な位置に配置すること。 ヘ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。	建築物

(20) 授乳場所	授乳を行うことができる場所を確保し、当該場所には、乳幼児用ベッド及び椅子その他これらに類するものを設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積 5,000 平方メートル以上のもの
(21) おむつ交換台	おむつを交換できる台その他これに類するものを 1 以上設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積 2,000 平方メートル以上のもの
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子その他これに類するものを備えた便房を 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)を設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積 2,000 平方メートル以上のもの
(23) 客 室	次に定める構造の客室を客室数に 1/50 を乗じて得た数(1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数)以上設けること。 イ 出入口は、(1)の項に定める構造とすること。 ロ 室内には、(6)の項 2 イから二までに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便所が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。 ハ 室内には、(18)の項に定める構造の浴室を設けること。ただし、当該客室が設けられている建築物に(18)の項に定める構造の浴室が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。 ニ 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。	宿泊施設で 50 室以上の客室を有するもの

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例 (その1)

別表第3（第5条関係）

特定生活関連施設	区 分	項 目
1 建築物		
別表第1の1の部(1)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(22)の項までに掲げる項目（同部(5)の項53を除く。）
別表第1の1の部(2)の項に掲げるもの	用途面積 100 平方メートル以上 300 平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目
	用途面積 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(6)の項まで及び(11)の項から(19)の項までに掲げる項目（同部(5)の項53を除く。）
	用途面積 1,000 平方メートル以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで及び(11)の項から(19)の項までに掲げる項目（同部(5)の項53を除く。）
別表第1の1の部(3)の項に掲げるもの （コンビニエンスストアを除く。）	用途面積 100 平方メートル以上 300 平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目
	用途面積 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(5)の項まで、(11)の項から(19)の項まで及び(23)の項に掲げる項目（同部(5)の項53を除く。）
	用途面積 1,000 平方メートル以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで、(11)の項から(19)の項まで及び(23)の項に掲げる項目（同部(5)の項53を除く。）
別表第1の1の部(3)の項に掲げるコンビニエンスストア		別表第2の1の部(1)の項から(8)の項までに掲げる項目（同部(5)の項53を除く。）
別表第1の1の部(6)の項に掲げるもの	1 日当たりの平均乗降客数が 2,000 人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(5)の項まで、(8)の項及び(11)の項から(22)の項までに掲げる項目
	1 日当たりの平均乗降客数が 2,000 人以上 5,000 人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで及び(11)の項から(22)の項までに掲げる項目
	1 日当たりの平均乗降客数が 5,000 人以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(22)の項までに掲げる項目
2 建築物以外の公共交通機関の施設		
別表第1の2の部に掲げるもの	1 日当たりの平均乗降客数が 5,000 人未満のもの	別表第2の2の部(1)の項から(4)の項まで及び(6)の項に掲げる項目
	1 日当たりの平均乗降客数が 5,000 人以上のもの	別表第2の2の部(1)の項から(6)の項までに掲げる項目
3 道 路		
別表第1の3の部に掲げるもの		別表第2の3の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例 (その1)

別表第 4（第 10 条関係）

特定生活関連施設	区 分	項 目
別表第 1 の 1 の部 (1) の項に掲げるもの		別表第 2 の 1 の部 (1) の項から (22) の項までに掲げる項目
別表第 1 の 1 の部 (2) の項に掲げるもの		別表第 2 の 1 の部 (1) の項から (19) の項まで、(21) の項及び (22) の項に掲げる項目
別表第 1 の 1 の部 (3) の項に掲げるもの		別表第 2 の 1 の部 (1) の項から (23) の項までに掲げる項目
別表第 1 の 1 の部 (4) の項に掲げるもの		別表第 2 の 1 の部 (1) の項から (6) の項まで及び (9) の項から (19) の項までに掲げる項目 (工場等については、同部 (6) の項、(9) の項及び (10) の項に掲げる項目並びに同部 (5) の項 53 を除く。)
別表第 1 の 1 の部 (5) の項に掲げるもの		別表第 2 の 1 の部 (1) の項から (6) の項まで及び (9) の項から (19) の項までに掲げる項目 (共同住宅については、同部 (5) の項及び (6) の項に掲げる項目を除く。)
別表第 1 の 1 の部 (6) の項に掲げるもの	1 日当たりの平均乗降客数が 2,000 人未満のもの	別表第 2 の 1 の部 (1) の項から (5) の項まで、(8) の項及び (11) の項から (22) の項までに掲げる項目
	1 日当たりの平均乗降客数が 2,000 人以上 5,000 人未満のもの	別表第 2 の 1 の部 (1) の項から (8) の項まで及び (11) の項から (22) の項までに掲げる項目
	1 日当たりの平均乗降客数が 5,000 人以上のもの	別表第 2 の 1 の部 (1) の項から (22) の項までに掲げる項目
別表第 1 の 1 の部 (7) の項に掲げるもの		別表第 2 の 1 の部 (1) の項から (6) の項まで及び (9) の項から (19) の項までに掲げる項目

備考 この表の左欄に掲げるものは、それぞれこの表の右欄に掲げる項目について整備基準の適用のあるものに限る。

※岡山県規則は縦書であるが、このマニュアルでは横書で表すために規則中「上欄」とあるのは「左欄」、「下欄」とあるのは「右欄」に読み替えている。

差替えページ番号一覧

マニュアルⅠ

P. 5～7	(2) 整備基準の概要
P. 14	(3) 届出・協議の対象となる整備項目

マニュアルⅣ

P. 63	(5) 便所①
P. 67、68	(6) 車椅子使用者用便房①
P. 73	(6) 車椅子使用者用便房③
P. 79	(7) 駐車施設
P. 105	(16) 観客席
P. 117	(23) 客室

マニュアルⅤ

P. 215～220	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (第3条関係)
P. 227	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第3 (第5条関係)
P. 229	岡山県福祉のまちづくり条例施行規則 別表第4 (第10条関係)
P. 237～240	(2) 特定生活関連施設整備項目表 様式例(その1)

(2) 特定生活関連施設整備項目表

様式例（その1）（規則第5条、第7条、第10条、第11条、第12条関係）

特定生活関連施設整備項目表（建築物）

施 設 の 所 在 地	
施 設 の 名 称	

項 目	小項目	主 な 整 備 基 準			適合欄	備考
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ □ ハ	幅は、内法 80cm 以上			
			車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
			車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）			
(2) 敷地内の通路 （高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く）	1) 通路	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		□	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。			
	2) 道等に至る1以上の通路（地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで斜路を設ける場合は除く）	二	(1) 幅員は、内法 120cm 以上			
			(2) 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
			(3) 50m 以内ごとに車椅子の転回広場の設置			
			(4) 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
	3) 傾斜路	ホ	(1) 幅は、内法 120cm 以上、段併設の場合 90cm 以上			
			(2) 勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下			
			(3) 勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置			
			(4) 高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置			
			(5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
			(6) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		イ	幅は、内法 120cm 以上			
			車椅子転回スペースの確保（末端及び 50m 以内ごと）			
		ハ	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
		二	地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保			
	2) 傾斜路	4	幅は、内法 120cm 以上、段を併設の場合は 90cm 以上			
			勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下			
			勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置			
			高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置			
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
	3) 各室の出入口	5	出入口の幅は、内法 80cm 以上			
			車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
(4) 階段	階段	イ □ ハ 二	車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）			
			手すりの設置			
			主たる階段の回り段の禁止			
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
(5) 便所	1) 多数の者が利用する便所の設置位置	1	段は、識別しやすくつまずきにくいもの			
			特定の階に偏ることなく設置 多数の者が利用する上で支障がない位置に設置			
	2) 多数の者が利用する便所の設置	2	多数の者が利用する階の階数に相当する数以上（男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上）			

	数			ただし、次の階は多数の者が利用する階から除く		
			①	地上へ通ずる出入口のある階で、同一敷地内で当該出入口に近接する位置に多数の者が利用する便所を1以上設ける施設があるもの		
			②	多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階		
			③	多数の者の滞在時間が短い階		
			④	建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階		
	3) 1) 腰掛式便器	3 1		多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上		
				腰掛式便器、手すりの設置		
	4) 2) 男子用小便器	4 2		多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上		
				床置き式小便器又は壁掛式小便器（受け口の高さ 35cm 以下）、手すりの設置		
	5) 3) オストメイト 対応水洗器具	5 3		多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上		
				オストメイト対応水洗器具を設置した便所の設置		
(6) 車椅子使用者 用便房	1) 車椅子使用者用 便房の設置数	1		多数の者が利用する便所を設ける階（以下、便所設置階）がある場合		
				当該階の多数の者が利用する便所のうち、便所設置階の床面積が 10,000 m ² 以下の場合 1 以上、10,000 m ² 超 40,000 m ² 以下の場合 2 以上、40,000 m ² 超の場合は当該床面積に 2 万分の 1 を乗じて得た数以上（端数切り上げ）		
				ただし、次のいずれかに該当する場合は除く		
			イ	地上へ通ずる出入口のある階でかつ、同一敷地内で当該出入口に近接する位置に車椅子使用者用便房を1以上設ける施設がある場合		
			ロ	車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合		
			ハ	以下のいずれかに該当する場合 (1)男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階の場合、男子用の車椅子使用者用便房を1の本文に定める数以上 (2)女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階の場合、女子用の車椅子使用者用便房を1の本文に定める数以上"		
			二	床面積が 1,000 m ² 未満の便所設置階を有する建築物の場合 床面積が 1,000 m ² 未満の階の床面積の合計に 1,000 分の 1 を乗じて得た数（端数切り捨て）に 1 の本文に定める床面積 1,000 m ² 以上の便所設置階に設けるべき数を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設ける場合		
	2) 車椅子使用者用 便房の構造	2		1 に定める車椅子使用者用便房を設ける場合 多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上		
			イ	車椅子で円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置		
			ロ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
			ハ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			二	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			ホ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器		
			ヘ	操作が容易な水栓器具		
			ト	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		
			チ	車椅子使用者用である旨の表示		
		1		多数の者が利用する駐車場を設ける場合		
			イ	駐車施設の総数が 200 以下の場合、当該駐車施設の数に 100 分の 2 を乗じて得た数（端数切り上げ）以上		
			ロ	駐車施設の総数が 200 超の場合、当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（端数切り上げ）に 2 を加えた数以上		
				ただし、2 のイ又はロに該当する場合は除く		
		2	イ	駐車場が全て機械式駐車場の場合 その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が 1 以上		
			ロ	機械式駐車場及びそれ以外の駐車場を併設する場合 ①機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が 1 以上		
				②機械式駐車場の駐車施設の総数とその他の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の総数の合計数が、1 に定める数以上		
(7) 駐車施設 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 車椅子使用者用駐車施設 (機械式駐車場のみの場合は除く)	1		多数の者が利用する駐車場を設ける場合		
			イ	駐車施設の総数が 200 以下の場合、当該駐車施設の数に 100 分の 2 を乗じて得た数（端数切り上げ）以上		
		2	ロ	駐車施設の総数が 200 超の場合、当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（端数切り上げ）に 2 を加えた数以上		
				ただし、2 のイ又はロに該当する場合は除く		
		2	イ	駐車場が全て機械式駐車場の場合 その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が 1 以上		
			ロ	機械式駐車場及びそれ以外の駐車場を併設する場合 ①機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が 1 以上		
				②機械式駐車場の駐車施設の総数とその他の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の総数の合計数が、1 に定める数以上		

	2) 4) 車椅子使用者用 駐車施設の構造	3		1 に定める車椅子使用者用駐車施設を設ける場合多数の者が利用する駐車場で、100 台以下の場合 1 台以上、100 台を超える場合は 100 台ごとに 1 台加算した数		
			イ	「(1) 出入口」に近い位置		
			ロ	幅は、350cm 以上		
			ハ	車椅子使用者用である旨の表示		
			ニ	床面は、水平面を確保		
(8) 視覚障害者を 誘導する装置	3) 2) 通路			「(2) 敷地内の通路」と同じ		
			1	イ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等（常勤者による案内が可能な場合を除く）	
				ロ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20 以下、又は高さ 16cm 以下かつ 1/12 以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く）	
				ハ	車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設	
	1) 出入口から道路 （自動車車庫内、 高齢者又は障害 者の歩行が想定 されない場合は 除く）	2	二	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く）		
	2) 出入口から受付等 （自動車車庫内、 案内所から出入 口を視認できる 場合は除く）	3		誘導用床材又は音声誘導装置の設置等（常勤者による案内が可能な場合を除く）		
	3) 施設内のその他の 廊下等の傾斜路	4		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20 以下、又は高さ 16cm 以下かつ 1/12 以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く）		
(9) エレベーター	エレベーター	4	4	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く）		
			1		直接地上への出入口がない多数の者が利用する階を有する施設に 1 以上	
			2	イ	籠の幅は、内法 140cm 以上	
				ロ	籠の奥行きは、内法を 135cm 以上	
				ハ	籠内の平面形状は、車椅子の転回に支障のないもの	
				ニ	戸の開閉を確認することができる鏡の設置	
				ホ	手すりの設置	
				ヘ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置	
				ト	籠内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
				チ	出入口の幅は、内法 80cm 以上	
				リ	籠内及び乗降口ビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置	
				ヌ	籠内及び乗降口ビーに視覚障害者に配慮した点字等による表示	
				ル	乗降口ビーは高低差がなく、幅、奥行きは、内法 150cm 以上	
				ヲ	乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向の表示装置の設置	
				ワ	乗降口ビーに到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置（籠に設けられている場合を除く）	
(10) 特殊構造昇降 機	特殊な構造又は使用 形態のエレベーター、 エスカレーター	1		車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が 15m/分以下、かつ、その床面積が 2.25 m ² 以下のものは、昇降行程が 4m 以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの		
			イ	平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するもの		
			ロ	籠の幅は 70 cm 以上、奥行きは 120 cm 以上		
			ハ	車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きを十分に確保		
		2		車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時に、踏段の定格速度を 30m/分以下、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設置したもの		
(11) 受付カウンタ ー及び記載台	受付カウンター及び 記載台			平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するもの		
				受付にカウンター等を設ける場合は 1 以上		
(12) 公衆電話所	1) 公衆電話所	1		車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮		
				公衆電話所を設ける場合は 1 以上		
	2) 出入口	2		車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		

				車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）		
(13) 券売機	券売機			券売機を設ける場合は 1 以上		
			イ	車椅子使用者が円滑に利用できる高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン		
(14) 改札口等	改札口、レジ通路		□	投入口、操作ボタンは点字の表示を併用		
				改札口等を設ける場合は 1 以上		
			イ	幅は、内法 80cm 以上		
			□	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸		
(15) 案内設備	1) 案内板（案内所の設置、又はエレベーターその他の昇降機、便所等が視認できる場合は除く）	1		段差の解消		
			二	床面は、水平面の確保		
				エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設を表示した館内案内板を 1 以上（2,000 m ² 以上：必置、2,000 m ² 未満：設ける場合は 1 以上）		
	2) 視覚障害者誘導設備（案内所を設置する場合は除く）	2	イ	案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示		
			□	車椅子使用者用便房がある場合に位置を表示		
				点字、文字の浮き彫り、音による案内等による表示を併用（2,000 m ² 以上：必置、2,000 m ² 未満：設ける場合は 1 以上）		
(16) 観客席	1) 車椅子使用者用観客席、観覧席	1		固定した客席を設ける場合		
				集会施設及び興行施設以外の場合		
				客席数が 100 席以下の場合 1 席以上、100 席を超え 400 席以下の場合 2 席以上、400 席を超える場合は 200 席ごとに 1 席加算した数（但し 10 席を超える場合は 10 席以上とする）以上		
				集会施設及び興行施設の場合		
				客席数が 400 席以下の場合 2 席以上、400 席を超える場合は 200 席ごとに 1 席加算した数以上		
			イ	幅は内法 90 85 cm 以上、奥行きの内法 135 120 cm 以上		
			□	床面は、水平面の確保		
	2) 出入口から客席への通路	3		表面は、滑りにくい仕上げ		
			ハ	前面及び側面に、落下防止の措置		
				幅は内法 120cm 以上		
				高低差がある場合、特殊構造昇降機等又は傾斜路の設置		
				勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下		
				勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置		
				高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置		
(17) 洗面所	洗面所			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
				傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
				多数の者が利用する洗面所を設ける場合は 1 以上（車椅子使用者用便所が設けられている場合は、□及び二は除く）		
			イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			□	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器		
(18) 浴室	浴室、脱衣室（客室内は除く）		ハ	操作が容易な水栓器具		
			二	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		
				多数の者が利用する浴室を設ける場合は 1 以上		
			イ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
			□	出入口の段差の解消		
			ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
(19) 更衣室等	更衣室、シャワー室（客室内は除く）		二	手すりの設置（常勤者により介護する場合は除く）		
			ホ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			ヘ	操作が容易な水栓器具		
				多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は 1 以上		
			イ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
			□	出入口の段差の解消		
			ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			二	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			ホ	手すりの設置		
			ヘ	操作が容易な水栓器具		

(20) 授乳場所	授乳場所			第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 5,000 m ² 以上のものに 1 以上		
				授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置		
(21) おむつ交換台	おむつ交換台			第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上		
				おむつ交換台を設置		
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子			第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上		
				便房内に乳幼児用の椅子を設置		
(23) 客室	車椅子使用者用客室			客室数が 50 室以上の宿泊施設で、総客室数に 50 分の 1 を乗じた整数以上の数を設置		
			イ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
				車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
				出入口の段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）		
			ロ	客室内部に「(6) 車椅子使用者用便房」の構造のものを設置（別に車椅子使用者用便房を設けている場合は除く）		
			ハ	客室内部に浴室を設ける場合「(18) 浴室」の構造のものを設置（別に車椅子使用者用浴室を設けている場合は除く）		
			ニ	室内は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保		

備考 1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「－」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。